

動物用医療機器営業所廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

秋田県知事

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条第 1 項（第 2 項）において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により動物用医療機器営業所の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 業務を廃止（休止・廃止）した営業所の名称及び所在地
名称：
所在地：
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
区分：
年月日： 年 月 日
理由：
- 3 参考事項
担当者氏名
連絡先

<届出上の留意点>

動物用管理医療機器の販売等を行う営業所の廃止・休止・再開届出について

営業所を廃止、休止又は再開した場合には、30日以内に届出しなければなりません。

I 動物用医療機器営業所廃止（休止・再開）届出書

- 1 「2」については、業務の廃止、休止又は再開の区分を記載し、廃止等の年月日と、休廃止又は再開の理由を記載してください。
- 2 「3参考事項」には、届出書に係る担当者の氏名と電話番号を記載してください。

II その他

- 1 届出書を正式に提出する前に、届出書（案）をFAXやメール等によりご送付頂ければ、内容の事前確認と記載事項の修正すべき点について、ご連絡をいたします。
- 2 届出書の押印の廃止について
関係省令の一部改正により、申請者等の押印は廃止され不要となりました。
- 3 お問い合わせ・書類提出先

秋田県北部家畜保健衛生所 hokubukaho@pref.akita.lg.jp
〒018-3454 北秋田市脇神字高村岱92
TEL 0186-62-2715 Fax 0186-62-0146

秋田県中央家畜保健衛生所 Chuokaho@pref.akita.lg.jp
〒011-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15-5
TEL 018-864-0401 Fax 018-862-7132

秋田県南部家畜保健衛生所 nan-kaho@pref.akita.lg.jp
〒014-0011 大仙市富士見町6-55
TEL 0187-62-5354 Fax 0187-66-1849

ご不明な点については、当該営業所の住所地を所管する家畜保健衛生所の担当者へ、気兼ねなくご相談ください。